

## 村税等は便利で確実な口座振替をご利用ください！！

村では、村税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・住宅使用料・上下水道使用料等の納付に口座振替をお勧めしています。

指定の口座から自動的に納期内に引き落としされるので、納め忘れが少なく、金融機関や役場などの窓口を訪れる手間や待たされる時間を減らすことができる便利な納付方法ですので、まだ利用されていない方は、ぜひご利用ください。

ご希望の方は税務課又は村指定金融機関等にある「口座振替依頼書」に必要事項の記入と、金融機関に届け出している通帳印を押して、振替を希望する村指定金融機関等の窓口へ申し込みください。

毎月20日までに申し込みのあった翌月以降の納期分から口座振替（3月20日までに口座振替申請すると新年度の4月末納期分から振替）となります。

村指定金融機関等は、新みやぎ農業協同組合、七十七銀行、仙台銀行、古川信用組合、ゆうちょ銀行です。

◆問い合わせ先 税務課 ☎341-8513

## キャッシュレスで国税の納付ができます

国税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がなく、自宅や事務所などから納付手続きが可能な非対面の「キャッシュレス納付」が便利です。

キャッシュレス納付手段としては、①ダイレクト納付②振替納税③インターネットバンキング④クレジットカード納付があります。

詳しくは国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

※令和3年1月から個人の方の①ダイレクト納付②振替納税の各届出書を e-Tax で提出可能となります。  
(金融機関届出印押印不要)

◆問い合わせ先 仙台北税務署 ☎222-8121

## 令和2年度自衛官など(特別職国家公務員)募集案内

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日
自衛官候補生	採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の男女(32歳の方は問い合わせください。)	受付中 ～1月22日(金)	1月30日(土) 1月31日(日)
予備自衛官補	一般	1月6日(水) ～4月9日(金)	問い合わせください。
	技能		

◆試験日、試験会場及び出願手続きなど詳細は、自衛隊宮城地方協力本部大崎地域事務所まで問い合わせください。

◆自衛官の職務内容の説明を随時実施しています。ご要望等がありましたらご自宅までお伺いします。

◆問い合わせ先 自衛隊宮城地方協力本部 大崎地域事務所  
住 所 大崎市古川駅東2丁目6-10  
電 話 0229-23-1178  
Eメール oosaki-miyagi@rct.gsdf.mod.go.jp



みやぎ自衛隊まごむね

## 仙台北税務署からのお知らせ 令和2年分確定申告について

### ◆スマートフォンやタブレット端末から確定申告を！

確定申告時期は税務署窓口が大変混み合いますので、特にコロナ禍においては、税務署へ出向くことなく、自宅等からスマートフォンやタブレット端末を利用した確定申告をお勧めします。

スマートフォンでマイナンバーカードを読み取るか、税務署で発行したIDとパスワードがあれば、マイナンバーカード等がなくても、スマートフォンやタブレット端末から電子申告(e-Tax)で確定申告書を提出できます。

特に、サラリーマンや年金受給者の還付申告、例えば、医療費控除を受ける場合やふるさと納税による寄付金控除を受ける場合にお勧めです。源泉徴収票と医療費控除の領収書や寄付金控除のための証明書が手元にそろったら、確定申告書等作成コーナーへアクセス。面倒な計算は必要ありません。準備した書類から必要事項を入力することで申告書は完成。そのままデータ送信することで確定申告は完了です。

詳しくは国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp> をご覧ください。

※マイナンバーカード対応のスマホの機種については、国税庁ホームページでご確認ください。

※ID・パスワードが必要な方は、身分証明書をご準備の上、各税務署へお越しください。

※平成30年1月以降、申告書作成会場等に会場された方は「ID・パスワード方式の完了通知」を既に受け取られている場合がありますので、お手元の申告書等の控えをご確認ください。

### ◆申告書作成会場について

仙台北税務署の申告書作成会場の開設期間は、2月1日(月)から3月15日(月)までです。

(土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月21日(日)と2月28日(日)は開設します。)

申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。

「入場整理券」は各会場での当日配布とLINEによる事前発行があります。

※配布方法の詳細は、別途国税庁ホームページ等によりお知らせします。

※「入場整理券」の配布状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症対策の一環として令和2年分の確定申告では、公的年金を受給されている方を主な対象として、2月16日(火)よりも前から申告相談をお受けします。

※感染症防止の観点から、できる限り少人数でお越しいただき、筆記用具・計算用具などのご持参をお願いします。

また、マスク着用の徹底、手指の消毒を併せてお願いします。

なお、次の症状がある方は、申告書作成会場への来場をお控えください。

○37.5度以上の発熱がある ○倦怠感(だるさ)がある ○咳や喉の痛みなどの症状がある

申告書作成会場	開設時間
仙台北税務署 (青葉区上杉1-1-1)	午前9時～午後5時
アズテックミュージアム (太白区中田町杉ノ下18)	午前9時～午後4時

※ 駐車可能台数に限りがありますので、公共交通機関等をご利用ください。

### ◆マイナンバーの記載等について

確定申告書を提出する際には、①マイナンバーの記載、②本人確認書類の提示、又は写しの添付が毎回必要となりますので、お忘れなくご準備ください。

〈本人確認書類〉

例1：マイナンバーカード

例2：通知カードと運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

※「通知カード」は、令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所等などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

### ◆医療費控除を受けられる方へ

医療費控除を受ける際は、「医療費控除の明細書」を作成して提出願います。(領収書の添付、又は提示では控除は適用されません。)なお、領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

### ◆問い合わせ先 仙台北税務署 ☎222-8121

※所得税、消費税及び贈与税の確定申告に関する一般的なご相談やご質問は、電話相談センター(電話音声案内で「0」を押してください。)でお受けしております。